

人事及び 税務速報

個人所得税総合所得の 年度確定申告に関する公告 (草案)

概要

最近、財政部及び国家税務総局は、「個人所得税総合所得の年度確定申告事項に関する公告」（財政部 税務総局公告 2019年第94号）（以下、“94号公告”）を公布した。同時に、国家税務総局のホームページにて、「2019年度における個人所得税総合所得の年度確定申告事項に関する公告(草案)」（以下、“草案”）も公布し、パブリックコメントの募集が始まった。パブリックコメントの募集期限は2019年12月26日となっている。

今回、公布された94号公告及び草案は新個人所得税法実施後、総合所得の年度確定申告に関する重要な規定である。本速報では、94号公告及び草案の主な内容及び影響について解説する。

主な内容

個人所得税総合所得の年度確定申告事項に関する公告

1. 2019年1月1日から2020年12月31日に居住者が得る総合所得について、年間総合所得が12万元以下で本来年度確定申告が必要な場合、または年度確定申告をした場合に追納税額が400元となる場合、居住者は総合所得の年度確定申告を免除できる。
2. 以上の優遇規定は居住者が総合所得を得た際、源泉徴収義務者が税額を源泉徴収しなかった場合は適用できない。
3. 居住者から提供された特別付加控除の情報に明らかな問題があり、税務機関から通知があったにも関わらず居住者が情報を修正しない、または状況を説明しない場合、税務機関は納税者の特別付加控除の適用を停止させることができる。居住者が規定に基づき、情報を修正、又は状況を説明する場合には、税務機関が確認後、特別付加控除を継続して適用できる。更に、前月未控除の特別付加控除は、規定に従い遡って控除することが可能である。

2019年度における個人所得税総合所得の年度確定申告事項に関する公告(草案)

1. 2019年度総合所得の年度確定申告（以下：確定申告）に関する内容及び計算式の明確化
 - ▶ 2019年度確定申告の追納（還付）税額=[（年度総合所得額－60,000元－“三陰一金”等の特別控除－子女教育費等の特別付加控除－その他法律に定められた控除）×適用税率－速算控除額]－2019年度の仮源泉徴収した税額
 - ▶ 2019年度の確定申告は、本年度総合所得に対する追納（還付）すべき税額のみを清算する。前年度および次年度以降の年度の追納（還付）税額、財産賃貸などの分離所得、または、規定に基づき、総合所得に加算せずに納税する年度1回性賞与等の所得は確定申告の対象とはならない。
2. 年度確定申告が必要となる状況の明確化
 - ▶ 2019年度仮源泉徴収した税額が年度確定申告納税額（納めるべき税額）より大きい、かつ税金の還付を申請する場合は年度確定申告が必要となる。これには以下のようないくつかの状況が含まれる。
 - ・2019年度総合所得額が6万元以下で、ただし月次の仮源泉徴収を行った場合
 - ・年度労働報酬、原稿報酬、特許権使用料に適用される仮源泉徴収の税率が年度総合所得に対して適用される年度税率より高い場合
 - ・仮源泉徴収の際に、基礎控除費用、特別控除、特別付加控除、その他法律に定められた控除を控除しなかった、または満額で控除を受けられなかった場合
 - ・総合所得の優遇措置を受けられなかった、または満額で受けられなかった場合など。
 - ▶ 2019年度の総合所得が12万元を超え、かつ追納税額が400元以上の場合。これには2ヶ所以上から総合所得を得た場合で、合算後に適用される税率が上がるにより、仮源泉徴収した税額が年度確定申告納税額より小さい状況を含む。

3. 年度確定申告が不要な状況の明確化
 - ▶ 税額を追納すべきだが、納税者の年間総合所得が12万元以下である場合。
 - ▶ 紳税者の年度追納税額が400元以下である場合。
 - ▶ 仮源泉徴収した税額と年度納税額が一致する場合、または、納税者が還付を申請しない場合。
4. 年度確定申告において控除を申請できる、または補足で控除できる項目の明確化
 - ▶ 纳税者及びその配偶者、未成年の子女の2019年度に発生した条件を満たす大病医療支出。
 - ▶ 纳税者が2019年度に未申請、又は満額で控除を受けられなかった子女教育、継続教育、住宅ローン利子もしくは住宅賃料、老親扶養に関する特別付加控除、及び特別控除、その他法律に定められた控除。
 - ▶ 纳税者が2019年度に行った、条件を満たす公益性寄贈支出。

5. 2019年度確定申告の期間

状況	確定申告の期間
一般的な状況	2020年3月1日～6月30日
住所がない居住者で再入国がないと見込まれる場合	出国前
居住者の一納税年度内に得た総合所得が6万元以下で、月次の仮源泉徴収を行い、かつ税額還付が必要となる場合（簡易申告）	2020年3月1日～5月31日

6. 年度確定申告の手順の明確化

- ▶ 自ら確定申告の手続きを行う（自行申告）。
- ▶ 給与賃金、または連続的に労働報酬を支給する源泉徴収義務者が申告を代行する。納税者が源泉徴収義務者に申告の代行を依頼した場合、源泉徴収義務者は申告を代行すべきである。源泉徴収義務者が確定申告を代行する場合、納税者は源泉徴収義務者に2019年度の本企業以外から得た給与賃金、控除、優遇措置などの情報、資料を適時に提供する必要がある。同時に、提供するものの真実性、正確性、及び完備性を確保する義務がある。
- ▶ 税理士法人等の専門機構、他の会社及び個人（以下：受託者）に依頼して申告を代行してもらう。受託者は納税者と委託書を締結し、保存すべきである。

7. 確定申告の場所

状況	申告場所	
自行申告・受託者が申告を代行する場合	雇用主がいる	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 雇用主の所在地の所轄税務局 ▶ 2か所以上の雇用主がある場合、その中の一つを選択する
	雇用主がない	戸籍の所在地・居住地の所轄税務局
源泉徴収義務者が申告を代行する場合	源泉徴収義務者の所轄税務局	

8. 年度確定申告の具体的な操作について、草案では以下の規定が含まれている：
 - ▶ 纳税者はウェブ上で（個人所得税アプリを含む）確定申告を行う方法がお勧めである。税務機関は規定に従い、事前に納税者の関連情報を申告表に記入するサービスを提供する。もしウェブ上での操作が難しい場合、郵送、または税務局に行って申告することも可能である。
 - ▶ 纳税者が税額の還付を申請する場合、中国国内で開設された条件を満たす銀行口座情報を提供すべきである。税務機関は審査後、国家管理の規定に従い、確定申告の所轄税務機関で還付の手続きを行う。
 - ▶ 纳税者が有効な銀行口座情報を提供できず、または提供する資料に問題がある場合、税務機関の修正通知に従い、納税者が修正をした後、還付の手続きを行う。
 - ▶ 纳税者が税額を追納する場合、ネットバンク、POS端末、銀行の窓口、銀行以外の決済ができるサービスを通じて、振込の形式で納税する。

EYのコメント

1. 94号公告及び草案は確定申告が必要となる状況、不要となる状況、さらには申告期間と申告場所を明確にし、操作性があると考えられる。
2. 草案により、納税者が源泉徴収義務者に代行申告の要求を提出した場合、源泉徴収義務者は納税者（従業員）のために、年度確定申告の代行をすべきである。一方で、居住者は自分で確定申告を行うことも可能である。会社側は、従業員と明確にコミュニケーションをとり、期限内に確定申告を完成させる必要がある。そのため、源泉徴収義務者の業務負担が増えることが予想される。
3. 草案に関わる規定以外に、中国国外から所得を取得する場合の確定申告の状況は、今回明確化されていないため、今後の規定で明確にされることが望まれる。

EYの提案

企業及び個人は国家税務総局ホームページにて（HP：<http://www.chinatax.gov.cn>）、「2019年度における個人所得税総合所得の年度確定申告事項に関する公告（草案）」に関する意見を提出することができる。パブリックコメントの募集期限は2019年12月26日となっている。

企業及び個人は最終版の「2019年度における個人所得税総合所得の年度確定申告事項に関する公告」に注目し、事前準備を行う必要があると考えられる。

EYは引き続き最新動向に注目し、最新情報を提供する。

より詳しい情報につきましては、下記個人所得税専門チームまでお問い合わせください。

香港
温志光
+852 2629 3876
paul.wen@hk.ey.com

张观媚
+852 2629 3286
ami-km.cheung@hk.ey.com

蔡智辉
+852 2629 3813
robin.choi@hk.ey.com

北京
糜懿全
+86 10 5815 3990
jason.mi@cn.ey.com

张伟伦
+86 10 5815 3301
william.cheung@cn.ey.com

卢彦
+86 10 5815 3856
caroline.lu@cn.ey.com

上海
俞志扬
+86 21 2228 2287
norman.yu@cn.ey.com

卜新华
+86 21 2228 3880
freeman.bu@cn.ey.com

唐绮韵
+86 21 2228 2658 (上海)
+86 512 6763 3286 (苏州)
+86 25 5768 8630 (南京)
shelley.tang@cn.ey.com

范汉明
+86 21 2228 2257
ben.fan@cn.ey.com

杭州
王诤
+86 571 8736 5166
amy.wang@cn.ey.com

天津/青岛
廖晶
+86 22 5819 4700
april.liao@cn.ey.com

深圳
彭绍龙
+86 755 2502 8160
sam.pang@cn.ey.com

广州
康炯毅
+86 20 2881 2730
michael.hong@cn.ey.com

澳门
周惠梅
+853 8506 1826
colla.chow@hk.ey.com

台北
刘蕙雯
+886 2 2720 4000
heidi.liu@tw.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、監査、税務、トランザクション及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。世界中のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮するサポートを行い、業界他社との差別化を図っております。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。

www.ey.com

© 2019 Ernst & Young (China) Advisory Limited.
版權所有。

APAC No. 03006823
ED None.

本配布物は参考とされることのみを目的としており、会計・税務その他の専門アドバイスとして最終決定の根拠とするものではありません。具体的な問題については、各専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

ey.com/china

Follow us on WeChat
Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.

